令和4年4月26日

保護者の皆様へ

ふたばこども園
園長　楢原直美

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和3年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和3年4月～令和4年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	207,720	258,280	258,280	258,280	257,320	257,320	256,040	253,890	253,890	253,890	253,890	261,020
		3歳児	207,720	208,680	208,680	208,680	207,720	207,720	206,440	204,290	204,290	204,290	204,290	211,420
		4歳以上児	191,330	192,290	192,290	192,290	191,330	191,330	190,050	187,900	187,900	187,900	187,900	195,030
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	210,790	211,060	211,060	211,020	206,610	210,670	210,670	210,750	210,750	210,750	210,710	224,410
	短時間		204,040	204,310	204,310	204,270	200,000	203,920	203,920	204,000	204,000	204,000	203,960	217,660
	標準時間	1・2歳児	129,850	130,120	130,120	130,080	127,290	129,730	129,730	129,810	129,810	129,810	129,770	143,470
	短時間		123,100	123,370	123,370	123,330	120,680	122,980	122,980	123,060	123,060	123,060	123,020	136,720
	標準時間	3歳児	89,420	89,690	89,690	89,650	87,990	89,300	89,300	89,380	89,380	89,380	89,340	103,040
	短時間		82,480	82,750	82,750	82,710	81,190	82,360	82,360	82,440	82,440	82,440	82,400	96,100
	標準時間	4歳以上児	73,540	73,810	73,810	73,770	72,430	73,420	73,420	73,500	73,500	73,500	73,460	87,160
	短時間		66,600	66,870	66,870	66,830	65,630	66,480	66,480	66,560	66,560	66,560	66,520	80,220

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,270	4,050	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,050	4,050	4,050
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500